

Tax

Issue P324 – 2020 年 10 月 22 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

中国の輸出管理に関する上位法の 公布 – 企業の輸出コンプライアンス 体制の早急な整備の必要性

2020 年 10 月 17 日、「中華人民共和国輸出管理法」（以下「輸出管理法」）が全国人民代表大会常務委員会で可決され、中華人民共和国主席令第 58 号として公布された。「輸出管理法」は 2020 年 12 月 1 日に正式に施行され、中国の輸出管理体制を構築する上で、全体的な方向性を示す根幹の法律となる。

背景

輸出管理とは、国が大量破壊兵器等の拡散防止などの国際義務を履行し、国の安全と利益を守るために、核・生物・化学兵器などの特定品目（関連する物品、技術及びサービスを含む）の輸出に対し、禁止または制限措置を講じることをいう。輸出管理は、国際的な慣行である。

中国における現行の輸出管理は、主に両用品（通常の民生品に用いられるが、軍事目的にも転用可能な物品のことをいう）、核と軍用品を対象としている。このうち、両用品とは一般的に、核・生物・化学・ミサイルなどに関連する物品、技術及びサービス（実務では「核・生物・化学・ミサイル」と略称、または「敏感品目」と総称する）などの軍民両用の敏感品目を指す。

現行の輸出管理制度では、経営者に対する主体資格の管理が行われ、相応の登録・承認制度を備えられている。客体については、主に輸出管理リスト制度を通じて特定の品目に対する許可証管理が実施され、国による輸出管理の対象である品目と技術とが管理リストで明記されている。税関総署は、これらの品目の許可証に係る輸出監督管理業務を担当し、違法輸出案件の調査と処理に関与している。両用品と技術に関する許可証管理は、商務部により、他の政府機関と協同して実施される。総じて、中国の輸出管理には、多くの監督管理機関が関わっており、各機関の間に分業及び協業が存在しているものと考えられる。

Authors:

Dolly Zhang

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn

Zhe Zhao

Director

Tel : +86 411 8371 2821

Email : zhedlzhao@deloitte.com.cn

Sylvia Xie

Assistant Manager

Tel : +86 21 2316 6753

Email : syxie@deloitte.com.cn

「輸出管理法」の公布前の中国の輸出管理制度の根拠となる法律文書は、主に「中華人民共和国対外国貿易法」と「中華人民共和国税関法」であった。それらは、輸出管理に特化した上位法が欠けていたが、輸出管理法の公布により補完された。また、中国における現行の輸出管理制度は、対象品目別の法規と行政文書が分散していた。統一された規制システムの欠如により、法執行機関、及び企業の実務と内部管理に一定の困難をもたらしていた。輸出管理法の施行により、それらの困難の改善が期待される。

「輸出管理法」は、起草から立法まで4年以上の準備期間を経ている。

●	2016年	商務部の主導による「輸出規制法」の起草
●	2017年6月	商務部による「輸出管理法」（草案意見募集稿）の公布／パブリックコメントの募集
●	2019年12月	第13期全国人民代表大会常務委員会第15回会議にて、「輸出管理法」（草案）に対する第一回目の審議の実施／パブリックコメントの募集
●	2020年6月	第13期全国人民代表大会常務委員会第20回会議にて、「輸出管理法」（草案第2次審議稿）に対する審議の実施／パブリックコメントの募集
●	2020年10月	第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議にて、「輸出管理法」（草案第3次審議稿）に対する審議の実施／10月17日に可決・中華人民共和国主席令第58号として公布

For more information, please contact :

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: urano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

「輸出管理法」の注目点とコメント

「輸出管理法」には、総則・管理政策・管理リストと管理措置・監督管理・法的責任と附則の5章計49項が含まれている。現行の輸出管理制度と比べて、「輸出管理法」の注目すべき点は以下の通りである。

輸出管理の適用範囲の明確化

管理品目

「輸出管理法」では、両用品・核・軍用品について定義された上で管理品目に組み入れ、「管理品目には物品に関する技術情報などのデータが含まれる」ことが明確にされた。

特筆すべき点として、「輸出管理法」では、「両用品」は「民事用途と軍事用途の両方に用いられるもの、または潜在的な軍事力の向上に寄与するもの、特に大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用のための物品、技術とサービス」と定義されていることが挙げられる。国際的な慣行が採用され、両用品の管理範囲がさらに明確にされた。

また、「輸出管理法」では、管理品目を全面的に網羅するため、「国家の安全と利益の保護、及び大量破壊兵器の拡散防止などの国際義務の履行に関わるその他の物品、技術、サービスなどの品目」が併せて管理品目に組み入れられ、包括条項（一般条項）とされている。

輸出管理の対象である輸出行為

「輸出管理法」の規定において、輸出管理に関連する禁止または制限措置の対象となる輸出行為は以下の通りである。

- 中国の国内から国外への管理品目の移転

- 中国の公民、法人組織と非法人組織から外国の組織や個人への管理品目の提供

上述の第一項は、現行規定との整合のために定められたものである。第二項は「輸出管理法」の追加内容であり、米国の輸出管理規則における「みなし輸出」規定に類似するものである。上述の規定上、中国国内に位置する外国組織（代理人）または外国個人に管理品目を提供する場合も、「輸出管理法」に基づき管理されることが定められている。

また、「輸出管理法」は、管理品目の通過・中継・通運・再輸出または保税監督管理場所から国外への輸出に対しても適用される。また、今回初めて、再輸出が適用対象として組み込まれた。ただし、「輸出管理法」において「再輸出」の定義付けは行われていない。輸出管理を担当する政府機関からの企業のコンプライアンス確保のためのガイドラインまたは実施細則の公布が期待される。

管理主体

主体について、「輸出管理法」の管理下に置かれている輸出行為は、中国の国内外にある自然人、法人及びその他の組織を含む各種主体に関わるものである。

国外主体について、「輸出管理法」に追加された域外管轄権関連の包括条項の実施形態は注目に値する。「輸出管理法」では、国外の組織や個人が輸出管理規定に違反し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼし、大量破壊兵器の拡散防止などの国際的義務の履行を妨げた場合、中国は法の下で相応な措置を講じ、法的責任を追及することが規定されている。

また、「輸出管理法」では「中国は輸出管理措置を濫用して中国の国家安全や利益を損ねる国・地域に対し、実際の状況を勘案した上で、対等の対抗措置を講じることができる」と明確に規定されている。

「輸出管理法」は、輸出事業者による輸出行為に直接な影響を及ぼす。さらに、「いかなる組織・個人も、輸出事業者による輸出管理法への違反に該当する行為に対して、フォーディング・貨物輸送・郵便配達・通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融などのサービスを提供してはならない」と規定されている。したがって、この規定に違反したサービス提供者は、「輸出管理法」に基づいた法的責任を問われることになる。

輸出管理リスト及び輸出許可制度の整備

管理品目の輸出管理リスト、臨時輸出管理及び「認識もしくは認識し得るべき場合に負う義務」

現行の輸出管理制度において、輸出管理リストに掲載される品目に対して許可制が採用されている。すなわち、輸出管理リストに掲載されている品目を輸出する場合、輸出事業者は関連の政府機関に許可を求める必要がある。現行の実務上、商務部と税関総署は、年度ごとに各種類の管理品目に関する輸出管理リストをまとめた冊子を公布している。リストに掲載されていない品目について、関連政府機関は臨時輸出管理を実施する権限を有する。すなわち、経営者が臨時輸出管理の対象品目を輸出する場合も、関連政府機関からの許可を得る必要がある。

現行の管理品目に関する輸出管理リストと輸出許可制度を踏襲する上で、「輸出管理法」では、臨時輸出管理品目に関する規定が追加された。具体的には以下の通りである。

- (1) 輸出管理リストに掲載されていない品目に対して臨時輸出管理を実施する場合、公告すべきである。
- (2) 臨時輸出管理の実施期間は2年を超えてはならない。
- (3) 臨時輸出管理の実施期間が満了する前に、適時に評価を行う。その結果に基づき、臨時輸出管理の取り消し・延長・臨時輸出管理品目の輸出管理リストへの追加に関する決定をする必要がある。

上述のほか、「輸出管理法」では、全面的な管理のため、輸出事業者が「認識もしくは認識し得るべき場合に負う義務」について明確に規定された。すなわち、輸出事業者は、関連の物品・技術・サービスに以下のリスクが存在する可能性があることを認識もしくは認識し得るべき場合、または輸出管理を担当する政府機関から通知を受けた場合、輸出管理を担当する政府機関に輸出許可を得る必要がある。

- 国の安全と利益に危害を及ぼすこと
- 大量破壊兵器兵器とその運搬手段の設計・開発・生産・応用に使用されること
- テロを目的として使用されること

輸出事業者は、輸出する物品、技術及びサービスが輸出管理の対象であるか否かを判断できない場合、輸出管理を担当する政府機関に相談することができる。それに対し、輸出管理を担当する政府機関は速やかに対応する。

最終顧客と最終用途管理

輸出許可申請の審査において、管理品目の最終顧客と最終用途は、関連輸出を担当する政府機関が審査すべき重要な要素である。「輸出管理法」では、最終顧客・最終用途管理の強化、及び関連のリスク管理体制の導入が求められる。そのため、「輸出管理を担当する政府機関は、管理品目の最終顧客と最終用途に対して評価・審査を行わなければならない。輸出事業者、輸入事業者が、管理品目の最終顧客または最終用途の変更の可能性を認識した場合、関連規定に従い、速やかに輸出管理を担当する政府機関に報告しなければならない」と規定されている。

特筆すべき点として、「輸出管理法」の規定により、以下のいずれかの状況に該当する輸入事業者と最終顧客について、禁輸企業リストを作成しなければならない点が挙げられる。

- 最終顧客または最終用途の輸出管理要求に対する違反
- 国の安全・利益に損害を与える恐れ
- 輸出管理品目のテロを目的とした使用

禁輸企業リストに掲載された輸入事業者と最終顧客に対して、管理品目に係る取引の禁止・制限、管理品目の輸出中止命令等の必要な措置が実施される可能性がある。輸出事業者は禁輸企業リストに掲載された輸入事業者、最終顧客との取引が原則として禁止されている。特殊な事情がある場合、輸出事業者が関連申請を提出することができる。

救済措置として、禁輸企業リストに掲載された輸入事業者・最終顧客は、改善措置の実施を経て、上述の3つの状況に該当しなくなった場合、輸出管理を担当する政府機関に禁輸企業リストからの除外を申請することができる。輸出管理を担当する政府機関は実際の状況に基づき、関連の輸入事業者・最終顧客を禁輸企業リストから除外するか否かを決定することができる。

所轄機関の監督管理権限の規範化

「輸出管理法」の規定により、輸出管理を担当する政府機関が「輸出管理法」に違反する疑いのある行為に対して調査を行う際、以下の措置を実施することができる。

- 調査対象者の営業場所またはその他の関連場所への立ち入り検査
- 調査対象者、利害関係者及びその他の関連組織または個人に質疑・調査対象案件に関する事項の説明の要求
- 調査対象者、利害関係者及びその他の関連組織または個人の関連証憑・協議書・会計帳簿・業務上の連絡文書や電子メール等の書類・資料の閲覧とコピー
- 輸出に用いる輸送手段の検査・不審な輸出品目の出荷作業の差し止め・違法輸出品目の返送命令
- 調査に関わる輸出品目の差し押さえ・押収
- 調査対象者の銀行口座の照会

特筆すべき点として、「輸出管理法」では、税関が輸出管理品目に対して検査を行う権利について明確に規定されていることが挙げられる。具体的には、「輸出物品が輸出管理の対象に該当する可能性があることを示す証拠が存在する場合、税関は、輸出物品の荷送人に質疑を行い、輸出管理を担当する政府機関に鑑定を申請することができる。輸出管理を担当する政府機関は、輸出物品が管理品目に該当するか否かについて鑑定した上で、結論を提示する。その後、税関はその鑑定の結論に基づき、法に従い処理をすることができる。鑑定または質疑期間において、税関は当該輸出品物の通関を許可しない」と規定されている。上述の規定は、現行の核輸出、核両用品及び両用品の輸出許可証に関する輸出制度の関連規定に類似している。この規定により、税関は質疑の権利が与えられている。相違点として、現行規定では、輸出事業者は「輸出管理範囲に該当するか否かの証明書の発行を商務部に申請すること」のみ要求されているのに対し、「輸出管理法」では、税関側から輸出管理を担当する政府機関へ鑑定を申請できるように規定されていることが挙げられる。

違法行為に関する法的責任の強化

「輸出管理法」の法的責任の章節は、現行法規と比べて大幅な改正が行われた。具体的には、以下の通りである。

新しい管理措置の導入によって、法的責任を問われる違法行為が追加された（例：輸入事業者と最終顧客を対象とする禁輸リストの作成に関する規定）。それに伴い、輸出事業者が規定に違反し、禁輸企業リストに掲載された輸入事業者や最終顧客と取引を行った場合の罰則条項が追加された。上述の行為を行った輸出事業者は、警告・違法行為の停止命令・違法所得の没収、違法売上高の20倍を上限とする罰金・業務停止処分と業務改善命令・輸出管理物品の輸出経営資格の取り消しなどの処罰を受ける可能性がある。

「輸出管理法」の規定により、輸出活動の仲介業者であるサービス提供者も管理対象主体の範囲の対象となり、関連の罰則規定が追加された。具体的には、輸出事業者による輸出管理法への違反に該当する行為に対して、フォーワーディング・貨物輸送・郵便配達・通関、

第三者電子商取引プラットフォーム及び金融などのサービスを提供する場合、警告・違法行為の停止命令・違法所得の没収・罰金などの処罰を受ける可能性がある。

現行制度において罰則が設けられている類似の違法行為に対して、「輸出管理法」では、関連処罰が強化された。一例として、「法律と行政法規により、税関が処罰を担当する事項について、税関が「輸出管理法」に基づき罰則を適用する」と規定されたことが挙げられる。現行規定では、関連の違法行為に対して税関法律・行政法規における罰則が適用される。それに対して、「輸出管理法」の罰則はより厳しいものとなっている。規定に違反して輸出禁止物品を輸出した場合の罰則の例は下表のとおりである。

違法行為	規定に違反して輸出禁止物品を輸出した場合、または 規定に違反して輸出制限物品を輸出し、かつ許可証を提出できない場合	
処罰根拠	「税関行政処罰实施条例」	「輸出管理法」
法的責任	<ul style="list-style-type: none"> 規定に違反し、輸出禁止物品を輸出した場合、当該貨物の返送を命令し、100万人民元以下の罰金に処する。 規定に違反し、輸出制限物品を輸出した場合において、許可証を提出できないときは、輸出貨物の通関を認めず、かつ物品の価値の30%以下の罰金に処する 	<ul style="list-style-type: none"> 違法行為の停止を命令する。 違法所得を没収する。 50万人民元以上、違法売上高の10倍までの罰金に処する。 重度の違反である場合、業務停止と業務改善を命令する。場合によっては、関連管理品目の輸出経営資格の取り消しを行う。

また、留意点として、「輸出管理法」に基づき処罰を受けた輸出事業者は、輸出経営活動への従事が制限または禁止される可能性があり、その結果、企業の生産経営に対する長期的な影響が生じる可能性があることが挙げられる。当該違法状況は企業の信用記録に残り、その他の面で企業に悪影響を与える可能性もある。

企業における輸出管理コンプライアンス体制の構築の誘導

「輸出管理法」では、「輸出管理を担当する政府機関は関連業界の輸出管理ガイドラインを適時に公布し、輸出事業者が健全な輸出管理コンプライアンス体制を構築し、規範化経営を推進できるように誘導する。輸出事業者が輸出管理コンプライアンス体制を構築し、かつその運用状況が良好である場合、輸出管理を担当する政府機関はその管理品目の輸出に対して、汎用許可証を発行するなどの利便化の措置を与える」と明確に規定されている。当該規定は、企業による自主的なコンプライアンスの確保を誘導するという国の施策方針を反映するものである。

コメント

近年、貿易保護主義が世界範囲で台頭している。米中貿易摩擦、イギリスの欧州連合離脱、地域間における関税と非関税の障壁、米国の輸出管理、知的財産権の保護、国家安全、情報セキュリティなどの貿易・コンプライアンス問題は、企業の存続と発展に対して不確実なリスクをもたらした。中国はこの数ヶ月の間に、「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の改正、信頼度の低い事業体リスト制度の確立などの一連の措置を相次いで打ち出し、「輸出管理法」を公布した。企業の経営上、コンプライアンスの要求と法的責任はさらに高まり、サプライチェーンと貿易関連のコンプライアンスの重要性は、より一層浮彫りになっている。

「輸出管理法」では、管理品目・管理対象となる輸出行為・管理措置・適用主体などについて明確に定められたことで、輸出管理の範囲がより一層明確になった。現行の輸出管理制度と比べて、「輸出管理法」は違法行為に対する罰則を強化したため、輸出事業者は違法行為を行った場合、従来よりも厳しい処罰を受けることになる。従って、企業内部の輸出管理コンプライアンス体制の構築、最適化と整備は、経営上のコンプライアンスリスクの低減・社内リソースの統合・社内活動の規範化において戦略的な役割を果たすことが予想される。

「輸出管理法」の公布前に、関連の政府機関は企業による自主的なコンプライアンス確保を誘導する働きかけが行われた。商務部は「両用物品・技術を経営する企業による社内輸出管理体制の確立に関する指導意見」（以下「指導意見」）において、両用物品・技術の研究開発、生産及び輸出入に従事する企業がどのように社内輸出管理体制を確立するかについて、6つの基本要素を提示した（下表の米中コンプライアンスガイドラインに関する要素の比較を参照）。中国の輸出管理コンプライアンスの観点から、「指導意見」により、どのように社内輸出管理体制を確立・整備すべきかについて、企業に有益な参考事項が提示された。企業は「指導意見」を踏まえた上で、自身の業務に適用される法律による影響を総合的に考慮し、全面的な社内コンプライアンス体制を確立する必要がある。

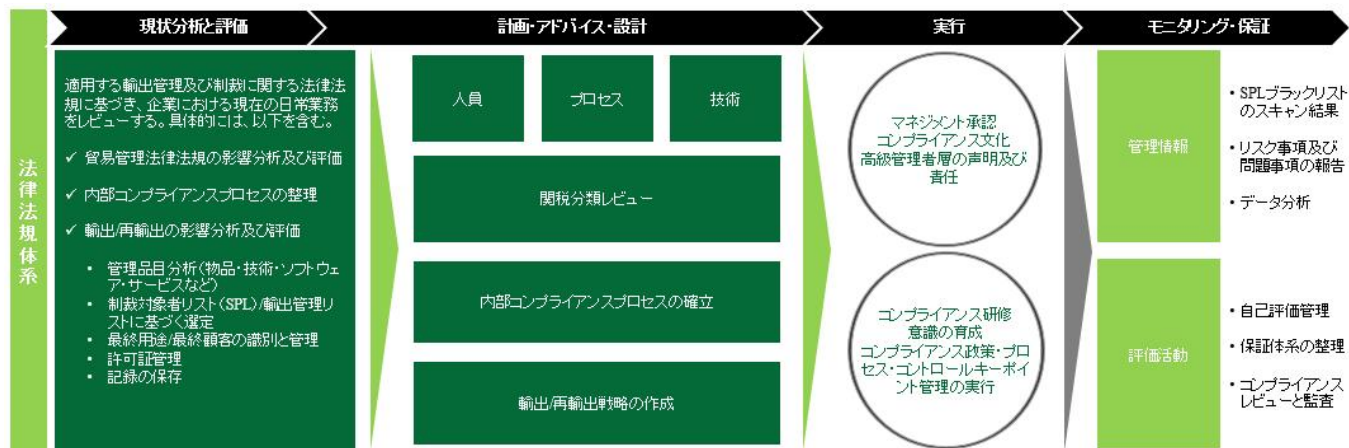
<p>基本要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> (一) 政策声明の作成 (二) 組織機構の設立 (三) 審査手順の作成 (四) 管理マニュアルの作成 (五) 教育トレーニングの展開 (六) 資料・書類の保存 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 管理者層の承諾 (二) リスク評価 (三) 輸出授權 (四) 書類の保存 (五) トレーニング (六) 監査 (七) 輸出違法事項の処理と改正措置の実施 (八) 輸出コンプライアンスマニュアルの作成とメンテナンス
--------------------	--	---

「指導意見」では、「企業内部輸出管理メカニズムの枠組み設計」に関する作業計画についても言及された。「輸出管理法」の公布に鑑みて、次のステップとして商務部が当該作業に着手するか否かに関して注目されている。

輸出企業は、自身の業務状況及び商務部による「指導意見」における6つの要素を踏まえた上で、世界各地のベストプラクティスの参照と社内輸出管理コンプライアンス体制の確立を行い、社内の全組織と全業務に対する運用の実施が推奨される。輸出管理のコンプライアンスに関する法整備が進み、関連の規定が日増しに複雑になる中で、企業は良好な審査・記録保存メカニズムを備えているか重点的に留意する必要がある。そして、コンプライアンス確保を受動的なものから自主的なものへと進化させ、日常的な業務で事前審査を行い、かつ相応の記録（例：契約書・記帳証憑、業務連絡メール・社内審議記録など）を保存することで、社内コンプライアンスの管理措置の透明化と遡及可能性を確保する。

一例として、許可証の申請準備段階において、企業は「輸出管理法」に挙げられた許可証審査の考慮要因を踏まえた上で、自主的なレビュー及びクロスレビュー体制を確立する必要があることが挙げられる。また、最終顧客と最終用途管理の面で、企業は「輸出管理法」の要求に基づき、業務パートナーに対する背景調査を強化し、特に取引の最終顧客と最終用途に対するデューデリジェンスを怠らぬよう注意する必要がある。関連する企業は、最終顧客と最終用途に対する社内審査・管理体制を確立した上で、着実に実施しなければならない。

企業は、グローバル輸出管理コンプライアンス分野の専門的な取り組みを踏まえた上で、以下の方法を参考に効果的な輸出管理貿易コンプライアンスの枠組みを構築することが推奨される。



「輸出管理法」は、1ヶ月後に正式に施行される。商務部はスポークスマンを通じて、輸出管理リストを整備した上で公布し、「輸出管理法」に関する法規の制定を積極的に推進する旨を伝えた。そのため、関連する企業は引き続き、輸出管理リストの公布及び関連の法規・ガイドラインのアップデートに留意し、「輸出管理法」の実施に向けて、輸出管理関係の日常コンプライアンス管理の整備に尽力することが推奨される。主な対応の一例は以下の通りである。

- 新しい法律・法規が企業の業務にもたらす影響について分析し、商品ラインナップの整理と関税分類についてレビューを行う。その際に、輸出管理の対象となる品目の有無を確認し、「輸出管理法」の規定を踏まえた上で、輸出管理の各種対象品目（物品・技術・サービス）の輸出入コンプライアンス管理戦略を確認する。
- 適用する法律法規に基づき、各種の具体的な業務に対するリスクの識別と評価を行う。輸出管理の対象となる状況（例：中国国内にある外国組織（代理人）または外国個人に管理品目を提供する場合）を識別し、リスク主導型のリスクマップを作成する。そのうち、特定の業務では、コンプライアンス管理戦略及びコントロールの重要事項を別途作成し、輸出管理コンプライアンス体系を確立・整備する。
- 管理品目については、早期に輸出許可申請を推進する。（例：提出用材料の準備・所轄政府機関とのコミュニケーションなど）
- マネジメント及び従業員に貿易コンプライアンスに関する研修指導を提供する。
- 監督管理実務の動向に基づき、貿易プロセス及び自動化ソリューションについて再検討と品質改善を行う。
- 必要に応じて、外部の専門機構の協力を求める。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (内地)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanyluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性や完全性に対し、我々はいかなる (明示的或いは暗示的な) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2020. For information, contact Deloitte China.